

処 分 基 準

令和 8 年 8 月 14 日 作成

法 令 名	: 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	: 第19条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要	: 自動車の使用制限命令
原権者（委任先）	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	: 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 4 条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の 7（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準	: 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累積点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 静岡県警察本部運転免許課
備 考	:

別添

処分量定の基準

前 歴	累積点数 車種	2点又は 3点	4点又は 5点	6点から 8点 (過労運転は6点)	9点以上 (過労運転は12点)
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

注：1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。

：2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

：3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。